

令和5(2023)年度 大学の世界展開力強化事業 審査要項

令和5(2023)年3月29日
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会

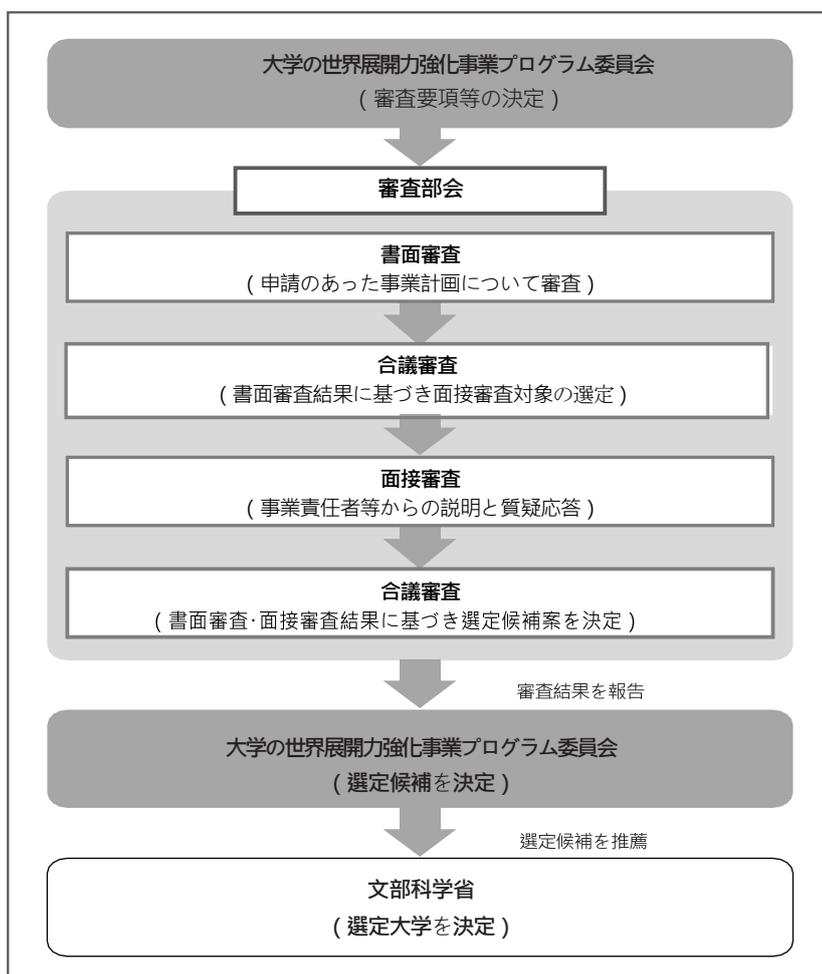
大学の世界展開力強化事業における米国等との大学間交流形成支援事業のタイプA:交流型(以下「タイプA」という。)及びタイプB:交流+拠点形成・プラットフォーム構築型(以下「タイプB」という。)の審査は、この審査要項に基づき行う。

1. 審査の基本方針

審査は、大学から申請された世界展開力強化を目指す交流プログラムの実施に係る各事業計画について、これまでの教育研究活動や交流の実績を踏まえた計画の実現性、計画の実施に至る手順・時期等の明確性、補助期間終了後の継続性と発展性の評価により行う。また、事業の多様性を確保する観点から、選定に際しては、交流先の相手国、申請大学の地域配置や国公私、学部・大学院、専門分野のバランスに配慮する。

2. 審査の実施体制

大学の世界展開力強化事業プログラム委員会(以下「委員会」という。)の下に、委員会委員及び有識者で構成する審査部会(以下「部会」という。)を設置し、審査を行う。



3. 審査の手順

審査は、申請のあった事業計画について、部会において(1)書面審査、(2)合議審査(面接審査対象の選定)、(3)面接審査、(4)合議審査(選定候補案の決定)の順に行う。

委員会は、部会からの審査結果を受け、合議により選定候補を決定した上で、文部科学省に推薦する。

審査結果は、文部科学省が選定大学を決定した後、事業計画を申請した各大学に通知する。

(1) 書面審査

書面審査は、次の審査項目ごとに評価した上で、評定及び所見を付す。

○ 審査項目(審査項目数:6)※公募要領上の参加要件・必須指標については★を付している。

◇ 審査項目① 質の保証を伴った交流プログラムの目的と内容 【計画調書 様式1を中心に評価】

【タイプB:計画調書 様式1、9を中心に評価】

交流プログラムの趣旨や内容が本事業の目的と合致し、また、将来的に我が国の大学の教育研究活動の発展や国際競争力の強化につながるようなものとなっているか。

交流プログラムの目的

観点① 国民にとって分かりやすい具体的な目標が設定されているか。また、当該目標がプログラムの社会的・国際的通用性を示すものとなっているか。

観点② 養成しようとする人材像が明確に設定されているか。

観点③ アウトプットだけでなくアウトカムに関する具体的な目標及び指標が設定されているか。

観点④ 各大学の中長期的なビジョンのもと、COIL/VE(※)等、質の伴ったオンライン教育手法を活用した最先端の国際教育交流基盤を構築し、実渡航の価値をより高めつつ、実留学にも繋がる仕組みとなっており、バランスの取れた双方向の交流を促進するプログラムとなっているか。(※オンラインを活用した双方向の真に学び合う学修活動(アクティブラーニング等)やバーチャル空間で米国学生等と主体的に学びあう大学間交流)(★)

観点⑤ 高等教育制度の相違を超えた質保証の共通フレームワークの形成、単位の相互認定や共通の成績管理の実施、学修成果や教育内容の可視化等の質の保証を伴った交流プログラムの実現を目指すものになっているか。(★)

交流プログラムの内容

観点⑥ 質の保証を伴った大学間交流の枠組みの形成及び拡大に向けた具体的な取組が設定されているか。

観点⑦ 海外相手国との将来の関係を見据え、各国間における連携強化に資する観点から、社会的・文化的・経済的認識に根ざした、各国間の架け橋となる高度専門人材やリーダーの育成を実施する質の高い教育連携プログラムとなっているか。(★)

観点⑧ 我が国の大学間交流促進の牽引役となるような先導的な事業計画であり、大学の中長期的なビジョンのもとに戦略的な交流プログラムが計画されているか。

観点⑨ 本事業は、プログラムを実施する部局等にとどまらず、全学的な責任・協力体制の下でプログラムが構築されているか。(★)

観点⑩ 短期の交流から学位取得を見据えた長期の交流、オンラインを活用した様々な交流を見据え、大学間交流の発展に繋がるような、柔軟で発展的な交流プログラムとなっているか。

観点⑪ 多様な学生に交流プログラムへの参加の機会を提供できるよう、必要に応じ我が国の大学と連携して事業を行うものとなっているか。

観点⑫ 国内外の学生が主体となって、共同で企画・立案する取組(学生サミット・ワークショップやアントレプレナーシップの醸成に資する実践的なプログラム等、正規外の取り組みも想定)を含むプログラムとなっているか。(★)

観点⑬ オンライン教育(「JV-Campus」等)の活用について、以下の項目を満たす計画となっているか。

- ・自大学及び国内連携大学・海外相手大学の質の高い教育・交流プログラムの実施及びより多くの学生の参加を促す工夫がなされているか(★)

- ・事業開始初年度から海外相手大学においても JV-Campus を積極的に活用する計画となっているか(★)

- ・遅くとも事業開始3年目までには、自大学と国内連携大学・海外相手大学が有する専門教育科目を含むコンテンツをパッケージとして本事業採択校以外の大学にも提供する計画となっているか(※)(★)

※日本の大学が提供するコンテンツは日英両言語で作成すること

※学修者の教育効果を測ることのできるテストや課題等が付加されたものであること

※受講者にデジタル化された学修証明書が付与される計画を推奨

※具体的な提供方法等は、タイプBプラットフォームが提示する方法で実施すること

観点⑭ 学則に定める大学全体の収容定員数に対し、毎年2～6%(※)にあたる日本人学生が、オンラインも含め米国の学生と交流する計画となっているか。(★)

※米国との交流学生数が5年間の平均で以下の割合を満たす計画があること。

※実渡航については、各プログラム参加数を延べ人数でカウントする

※オンラインについては、1年間で複数のプログラムに参加した場合も1名としてカウントする

【表1】〈日本人学生の米国との交流割合〉

	代表申請大学	国内連携大学 (タイプ A)	国内連携大学 (タイプ B)
採択実績なし	4%	2%	3%
採択実績あり	6%	4%	5%

※「採択実績あり」とは、以下2点で判断する。

①大学の世界展開力強化事業において代表申請大学、もしくは1大学の事業として採択されたことがある

②SGU 事業に採択されている

※タイプ B 国内連携大学については、交流+拠点形成・プラットフォーム構築型として交流事業も主体となって計画、実施することから、タイプ A 国内連携大学よりも交流割合を上げている。

※収容定員数 10,000 人を超える大学については、規模に応じ、表1から以下表2のとおり調整する。

【表2】

収容定員数(人)	交流割合
～10,000	表1のとおり
10,001～15,000	-0.5%
15,001～20,000	-1.0%
20,001～25,000	-1.5%※1
25,001～30,000	-2.0%※1

30,001～35,000	-2.5%※1,2
35,001～40,000	-3.0%※1,2

※採択実績のない収容定員数 20,000 人を超える大学が、タイプ A の国内連携大学として申請する場合(※1)については一律-1.0%とし、採択実績のない収容定員数 30,000 人を超える大学がタイプ B の国内連携大学として申請する場合(※2)については一律-2.0%とする。

- 観点⑮ 本事業を通じ、英語で卒業(修了)可能な科目・プログラムを実施する場合、外国人留学生と日本人が真に学び合う学修環境(アクティブラーニング等)が実施される取組となっているか。(★)
- 観点⑯ 【タイプBのみ】タイプA採択校及び希望する大学に対し、COIL/VE 型教育手法や担い手の育成等に必要ノウハウを提供する計画となっているか。(★)
- 観点⑰ 【タイプBのみ】タイプA採択校及び希望する大学に対し、COIL/VE 型教育手法等について、例えば24時間自由に意見(情報)交換ができるオンライン交流空間などを創り、採択大学のニーズを汲み取った上で、これをプラットフォームの機能に反映できる仕組みを構築する計画となっているか。(★)
- 観点⑱ 【タイプBのみ】米国を始めとする他国の教育研究プラットフォーム等とも積極的に交流し、COIL/VE 型教育を希望する大学のデータベースを整備・公開等を通じ、我が国の大学全体と他国の大学のマッチングや大学間交流を促進する計画となっているか。(★)
- 観点⑲ 【タイプBのみ】事業開始2年目以降に、採択校の COIL/VE 型教育を受けた学生、事業を実施した教職員、事業責任者に対しアンケートを実施し、現状や課題等について分析すると共に、より効果的な COIL/VE 型教育の実施に向けた検討を進め、その結果を公表する計画となっているか。(★)
- 観点⑳ 【タイプBのみ】JV-Campus の活用について、採択大学及びその国内連携大学・海外相手大学から提供されたコンテンツを効果的に国内外の学生等に発信する以下①～⑤の仕組みを含む環境を構築する計画となっているか。(★)
- ① 提供されるコンテンツについて、学修者の教育効果を測ることのできるテストや課題等が付加されたものとなるような仕組み
 - ② 受講者に対し、デジタル化された学修証明書が付与される仕組み
 - ③ インターンシップ等、本事業内で実施される活動がデジタル化された学修歴として付与される仕組み
 - ④ AP(アドバンスト・プレースメント)が推進される仕組み
 - ⑤ ハイブリッドでの学びの価値や成果等、グッドプラクティスの情報発信がなされる仕組み
- 観点㉑ 【タイプBのみ】本事業の横展開について、「大学の国際化促進フォーラム」の1プロジェクトとしても実施する計画となっているか。(★)

質の保証を伴った魅力的な大学間交流の枠組み形成

- 観点㉒ 海外相手大学が公的な認可等(海外相手大学の所在国における適正な評価団体からのアクレディテーション、IAU(International Association of Universities)の WHED(World Higher Education Database)掲載大学であること等)を受けている大学であるか。
- 観点㉓ 透明性、客観性の高い厳格な成績管理(ルーブリック等を用いた各授業科目の到達目標の具体的な達成水準の明確化や教務に関する委員会の点検等を通じた事後的に検証する仕組みの構築等)、コースワークを重視したカリキュラムの構成、学生が履修可能な上

	限単位数の設定、学修目標の明確化、学修成果の可視化と出口管理の厳格化に努め、単位の実質化を重視しているか。
観点②④	単位の付与・相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスが明確になっているか。
観点②⑤	海外相手大学における単位制度(授業時間を含めた学修量や単位の換算方法等)、学生の履修順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について留意がなされ、交流するプログラムの内容に応じたサポートの実施等により、学生の履修に支障がないよう配慮されているか。
観点②⑥	下記①～⑤の少なくとも一つ以上に該当する、質の保証を伴った交流プログラムの実現を目指すものとなっているか。(★) ① 国際共同学位プログラム(ジョイント・ディグリー(以下、「JD」)やダブル・ディグリー(以下、「DD」))を構築し、事業開始5年目までに実施 ② AP(アドバンスト・プレースメント)科目の導入により、高校から学部、学部から大学院進学に繋がるような仕組みの構築 ③ 授業料の相互不徴収 ④ 学位やマイクロレデンシャルの国際通用性の観点も含めた電子化の推進(デジタルバッジの活用等) ⑤ 企業や自治体等と協力し、留学生(日本人・外国人)の卒業後の進路に繋がるようなインターンシップの実施
観点②⑦	米国等との大学間におけるオンラインを活用した交流については、以下①②に該当する、質の伴った教育研究、学生交流プログラムとなっていること。(★) ① 実渡航の価値を高めるとともに、実留学にも繋がる仕組みとなっていること。 ② 国内外の学生が真に学び合う学修活動(アクティブラーニング等)の機会が含まれたもので、教育効果に十分配慮したプログラムとなるよう、現地学生や教員との交流等について大学等の関係機関・団体等間で事前に協議し、そのプログラム内容と得られる教育効果が具体的に示されているものであること。(※単位取得を伴わない場合については上記に加え、修了者に修了証等が出されるプログラムであること。)
観点②⑧	国際公募による外国人教員の招聘や海外大学での教育経験または国内外の大学で英語等による教育経験を有する日本人教員の配置、海外相手大学との教員交流、FD等による教育力の向上等、質の高い教育が提供されるよう交流プログラムの内容に応じた教育体制の充実が図られているか。
観点②⑨	JD、DD の設計に当たっては、中央教育審議会大学分科会大学のグローバル化に関するワーキンググループ「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」(平成26年11月)を踏まえたものとなっているか。
観点②⑩	高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(通称:東京規約)において推奨する、「部分的な修学の承認」や「非伝統的な資格取得の形態」により取得された資格の承認・評定(例:学修歴証明のデジタル化、マイクロレデンシャル)の趣旨や考え方を十分に理解した上で、プログラムが構築されているか。

◇ 審査項目② 達成目標

【計画調書 様式2(⑩を除く)を中心に評価】

【タイプB:計画調書 様式2(⑩を除く)、10を中心に評価】

事業を実施するにあたり、設定した達成目標が事業の内容、規模等を踏まえた適切なものとなっているか。

観点① 国民にとって分かりやすい具体的な目標が設定されているか。また、当該目標がプログラ

- ムの社会的・国際的通用性を示すものとなっているか。(再掲)
- 観点② 養成しようとする人材像が明確に設定されているか。(再掲)
- 観点③ アウトプットだけでなくアウトカムに関する具体的な目標及び指標が設定されているか。(再掲)
- 観点④ 海外相手国との将来の関係を見据え、各国間における連携強化に資する観点から、社会的・文化的・経済的認識に根ざした、各国間の架け橋となる高度専門人材やリーダーの育成を実施する質の高い教育連携プログラムとなっているか。(★)(再掲)
- 観点⑤ 質の保証を伴った大学間交流の枠組みの形成及び拡大に向けた具体的な取組が設定されているか。(再掲)
- 観点⑥ 学生主催イベント・ワークショップの開催数、参加規模(人数、参加国、実渡航・オンライン・ハイブリッド(※))について適切な目標が設定されているか。(※ハイブリッド:実渡航とオンラインを組み合わせたもの。)(★)
- 観点⑦ 交流学生数(日本人学生の派遣・外国人学生の受入別、国別、実渡航・オンライン・ハイブリッド、単位取得の有無や交流期間、学部・大学院別)について適切な目標が設定されているか。(★)
- 観点⑧ 本事業へ参加する学生に修得させる具体的能力が設定されているか。
- 観点⑨ 一定の外国語力基準(外部検定試験のスコア等)をクリアする日本人学生数について適切な目標が設定されているか。(★)
- 観点⑩ オンライン教育を受けた学生数の内、実渡航につながった学生数(国別、学部・大学院別)について適切な目標が設定されているか。(★)
- 観点⑪ 米国等との大学との間で実施する真に学び合う学修活動(アクティブラーニング等)数について適切な目標が設定されているか。(★)
- 観点⑫ 実渡航の派遣期間と派遣数(短期・中期・長期)について適切な目標が設定されているか。(★)
- 観点⑬ インターンシップを行う計画の場合は参加人数等(派遣・受入別、実渡航・オンライン・ハイブリッド、単位取得の有無や期間、学部・大学院別)について適切な目標が設定されているか。(★)
- 観点⑭ 質の保証を伴った交流プログラムの実現に向けて選択した、以下の少なくとも1つ以上について、適切な目標が設定されているか。(★)
- ① 国際共同学位プログラム(JDやDD)を構築し、事業開始5年目までに実施
 - ② AP(アドバンスト・プレースメント)科目の導入により、高校から学部、学部から大学院進学に繋がるような仕組みの構築
 - ③ 授業料の相互不徴収
 - ④ 学位やマイクロクレデンシャルの国際通用性の観点も含めた電子化の推進(デジタルバッジの活用等)
 - ⑤ 企業や自治体等と協力し、留学生(日本人・外国人)の卒業後の進路に繋がるようなインターンシップの実施
- 観点⑮ 観点⑭以外の、学内・学外への事業の波及効果を示す指標(例:事業開始後、学内他部局・国内連携大学における、海外相手国との大学間交流協定数や学生・研究者交流数(オンライン含む)の推移)について適切な目標が設定されているか。(★)
- 観点⑯ 海外相手大学との単位互換について適切な目標が設定されているか。
- 観点⑰ 【タイプBのみ】日本と米国等の大学間交流の推進に関する目標が適切に設定されているか。(★)
- 観点⑱ 【タイプBのみ】COIL/VE型教育手法や担い手の育成等に必要なノウハウの横展開に関する

る目標が適切に設定されているか。(★)

観点⑱ 【タイプBのみ】JV-Campus の利用に関する目標が適切に設定されているか。(★)

◇ 審査項目③ 外国人学生の受入及び日本人学生の派遣のための環境整備

【計画調書 様式3を中心に評価】

交流プログラムを実施するにあたり、受け入れる外国人学生及び派遣する日本人学生に対する環境整備がなされているか。

- 観点① 学生へのサポートが円滑及び適切になされるよう、関係大学間に十分な連絡・情報共有体制が整備されているか。
- 観点② 本事業の実施に伴う外国人学生の受入及び日本人学生の派遣の拡大に備え、留学支援員の配置、留学先や奨学金情報の提供、言語・生活サポート等、大学における支援体制の整備が図られているか。
- 観点③ 学生の安全管理に関する体制や、緊急時、災害時に学生をサポートするリスク管理への配慮が十分になされているか。
- 観点④ 外国人学生の在籍管理のための適切な体制が整備されているか。
- 観点⑤ 受け入れた外国人学生に対し、履修指導、教育支援員・TA等の配置、学内外での諸手続き支援、カウンセリング、宿舎、学内各種資料の翻訳、就職支援等のサポート体制の充実が図られているか。
- 観点⑥ 渡航前の日本人学生に対して、危機管理研修を義務付ける等、学生自身の危機管理意識・能力の向上のための教育を行っているか。
- 観点⑦ 日本人学生に対して、派遣前から留学中、帰国後にわたり、履修指導、交流に関する情報の提供、相談サービスの実施、就職支援等のサポートが推進されているか。
- 観点⑧ 単位認定可能な科目、履修体系・順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違・時差等について、学生の履修に支障がないよう十分な情報提供を行う体制がとられているか。
- 観点⑨ 大学間交流の発展に向け、参加学生の同窓会ネットワークの立ち上げ等、卒業・修了後の継続的サポート体制の構築等が図られているか。
- 観点⑩ 国内外でのインターンシップ等による就業体験の機会確保や、日本人学生の現地就職説明会参加、外国人学生の国内就職説明会参加、産業界からの講師等の派遣等、産業界や自治体との連携が十分に図られているか。

◇ 審査項目④ 事業の実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及

【計画調書 様式4を中心に評価】

事業を実施するにあたり、事業に相応しい体制の整備や強化、情報の公開が図られているか。

事業の実施に伴う大学の国際化

- 観点① 質の保証を伴った大学間交流の充実・発展のため、実施大学だけでなく国内外の他大学の学生も参加できる取組が設けられる等柔軟で発展的かつユニークなものとなっているか。
- 観点② 大学の国際化に向けた戦略的な目標等において、事業の意義及び方向性を明確に位置づけるとともに、国内連携大学・海外相手大学も含めた組織的・継続的な教育連携を実施する体制の構築が図られているか。
- 観点③ 招聘した外国人教員や外国人学生とのコミュニケーションを図れる程度の能力を有する事務職員を配置することや、語学等に関する職員の研修プログラム等、事務体制の国際化と

事務職員の能力向上を推進しているか。

観点④ 交流にかかる業務が一部の教職員に偏らないよう、事務局機能を強化する等事業をサポートする全学的体制の充実が図られているか(窓口となる担当部署を設定し、教職員間の情報共有、意思疎通や各種問い合わせへの対応、事業運営上の関係者間の調整を行う等)。

情報の公開、成果の普及

観点⑤ 本事業の取組や成果について、ホームページ等による公表の他、報告会、発表会等の場を設けて、学内関係者のみならず他大学や産業界等への普及を積極的に図るものとなっているか。

観点⑥ 質を保証する観点や学生の適切な判断・選択に資する観点から、取組の実施状況等や交流プログラムの詳細等必要な情報について、外国語による提供も含め、積極的に情報の発信を行うものとなっているか。

観点⑦ 中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」(平成22年5月)が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信を行うものとなっているか。

◇ 審査項目⑤ 事業計画の実現性、事業の発展性、交流プログラムの質の向上のための評価体制

【計画調書 様式5、6、7、8、9を中心に評価】

【タイプB:計画調書 様式5、6、7、8、11を中心に評価】

本事業における取組が十分な計画・実績及び適切な資金計画の下、補助期間終了後の事業の継続・発展も見据えたものとなっているか。また、本事業における取組の質の向上に資する管理運営体制が図られているか。

事業計画の実現性、事業の発展性(補助期間終了後の継続性を含む)

観点① 交流プログラムの実施に向けた海外相手大学との準備として、大学ごとの役割・実施体制の明確化等が十分なされているか。

観点② これまでの大学の国際化に向けた取組状況が本プログラム実施の上で十分か。

・英語による授業の実施や留学生との交流、海外の大学と連携して学位取得を目指す交流プログラムの開発等による国際的な教育環境の構築

・外国人教員や国際的な教育研究の実績を有する日本人教員の採用や、FD等による国際化への対応のための教員の資質向上(国際公募、年俸制、テニユアトラック制等の実施・導入を含む。)

・英語のできる国際担当職員の配置、語学等に関する職員の研修プログラム等、事務体制の国際化。

・厳格な成績管理、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修課程と出口管理の厳格化等、単位の実質化。

観点③ 文部科学省の大学教育再生戦略推進費による経費支援を受けて実施し、終了した事業がある場合、事業目的が実現された旨の評価を得ているか。

観点④ 事業計画の策定に当たり、その妥当性・実現性が具体的に示されているか。

観点⑤ 補助期間終了後も継続的かつ発展的に質の保証を伴った事業が実施されるよう、将来を

見据えた計画となっているか。
観点⑥ 国内の大学と連携して申請する場合、国内連携大学においても主体的に事業に参画する計画となっているか。
観点⑦ 資金計画が経費や規模の面で合理的なものであり、自走化に向け、補助金以外に独自資金を確保するような仕組みとなっているか。
<u>評価体制</u>
観点⑧ 事業の実施、達成状況を評価し、改善を図るための評価体制が整備されているか。

◇ 審査項目⑥加点事項に関する取組

【計画調書 様式 2⑮を中心に評価】

事業を実施するにあたり、加点事項に該当するような取組等が具体的に計画されているか。

観点①	日本人学生と外国人留学生がチームを組み、アントレプレナーシップの醸成に資する実践的なプログラムを行う計画となっているか。
観点②	例えば、カーボンニュートラルや SDGs、防災・減災といった世界的課題解決に向け、外国人留学生と日本人学生が主体となり、地域・社会・企業とも連携する計画となっているか。
観点③	AP(アドバンスト・プレースメント)科目の導入による、高校から学部や、学部から大学院進学につながるような仕組みが構築されているか(オンラインの活用も推奨)。
観点④	補助期間内に共同学位プログラム(JD)を構築する計画となっているか。
観点⑤	国内外企業等と連携し、日本人学生と外国人留学生をセットで受け入れてもらえるような長期インターンシップや就職支援のための取組等、他大学の参考となるような計画となっているか。
観点⑥	国際共同研究や共同学位等の土台となるような、通常の大学間交流を超える総合的・互恵的な関係性を持つ海外相手大学との戦略的な国際ネットワークやパートナーシップを構築する計画となっているか。
観点⑦	交流する相互の学生が、真の両国間の懸け橋となる人材を目指し、双方の文化及び言語について高いレベルで習得する計画となっているか。
観点⑧	アウトカムに関する指標について、他大学の参考となる指標が設定されているか。
観点⑨	国内連携大学・海外相手大学や機関等と協同し、学修歴やインターンシップ等の正課外の活動歴等のデジタル化、マイクロクレデンシャルを進める計画となっているか。

○ 評定

・審査項目ごとに、次のとおり「a」～「e」の5段階の評定を付す。各評定はそれぞれ点数換算し、さらに審査項目ごとにその重要性に応じた係数を掛けた結果を評点とする。

＜「採択実績あり」の大学(3. 審査の手順、(1) 書面審査、審査項目①、観点⑭参照)＞
 ＜100点満点＞

審査項目	係数	評定別評点				
		a(5点) 非常に優 れている	b(3点) 優れてい る	c(2点) 妥当であ る	d(1点) やや不十 分である	e(0点) 不十分で ある

①質の保証を伴った交流プログラムの目的と内容	6.0	30	18	12	6	0
②達成目標	3.0	15	9	6	3	0
③外国人学生の受入及び日本人学生の派遣のための環境整備	3.0	15	9	6	3	0
④事業の実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及	3.0	15	9	6	3	0
⑤事業計画の実現性、事業の発展性、交流プログラムの質の向上のための評価体制	3.0	15	9	6	3	0
⑥加点事項に関する取組	2.0	10	6	4	2	0

<「採択実績なし」の大学(3. 審査の手順、(1)書面審査、審査項目①、観点⑭参照)>

→評点に一定の係数(1. 2)を乗じる。

○ 所見

- ・付した評定の判断根拠や理由を所見として記す。併せて、面接審査で確認すべき事項や計画の内容に関する疑問点等を記す。

このほか、書面審査の進め方の詳細は部会において定める。

(2)合議審査(面接審査対象の選定)

書面審査結果を基に、合議により、面接審査を実施する事業計画を選定する。その際、最も低い評定「e」(不十分である)が付された審査項目がある事業計画については、選定に際して慎重に取り扱う。

(3)面接審査

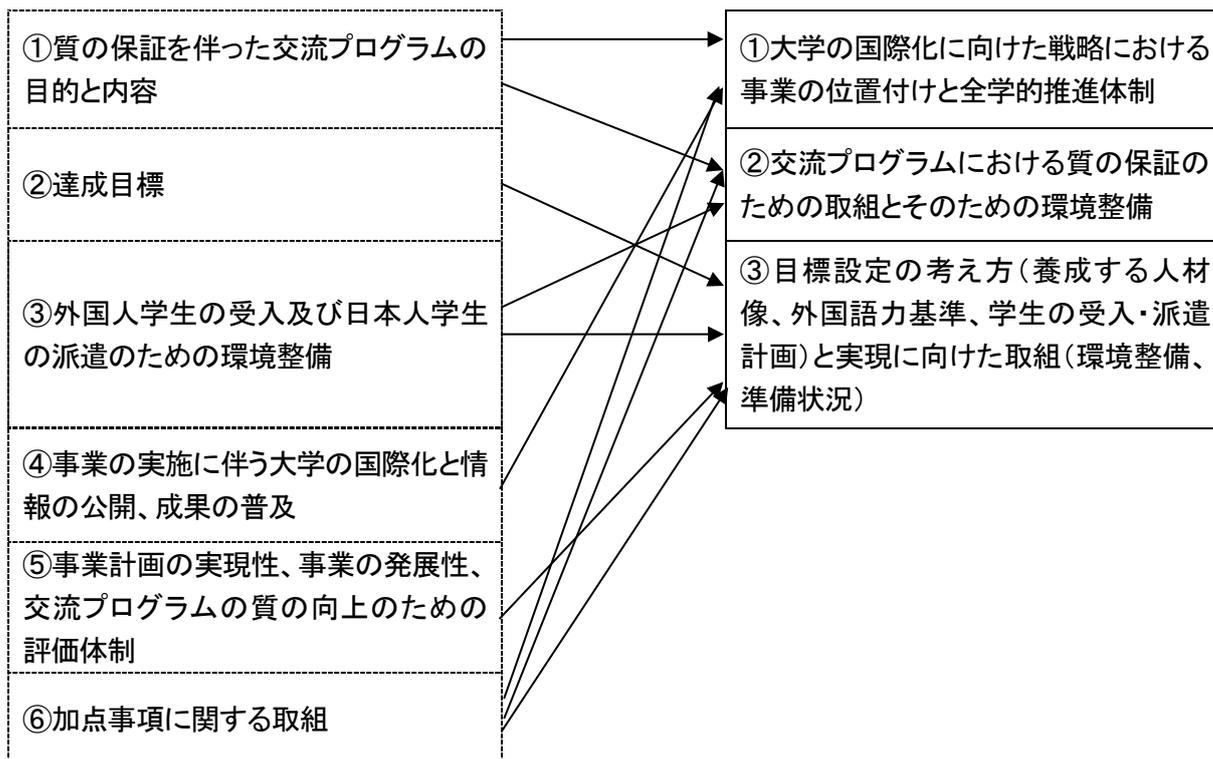
面接審査は、面接審査の対象として選定した事業計画に対して、別途定める「面接審査実施要領」に基づき行う。その際、次の審査項目ごとに評価した上で、評定及び所見を付す。

○ 審査項目

- ・書面審査における6項目を「事業計画に対する大学の姿勢・意欲」「交流の質の保証」「実現可能性」を確認する3項目に集約した上で審査する。

書面審査項目

面接審査項目



○ 評定

- ・審査項目ごとに、次のとおり「a」～「e」の5段階の評定を付す。各評定はそれぞれ点数換算し、さらに審査項目ごとにその重要性に応じた係数を掛けた結果を評点とする。

<45点満点>

審査項目	係数	評定別評点				
		a(5点) 非常に優れている	b(3点) 優れている	c(2点) 妥当である	d(1点) やや不十分である	e(0点) 不十分である
①大学の国際化に向けた戦略における事業の位置付けと全学的推進体制	3.0	15	9	6	3	0
②交流プログラムにおける質の保証のための取組とそのための環境整備	3.0	15	9	6	3	0
③目標設定の考え方(養成する人材像、外国語力基準、学生の受入・派遣計画)と実現に向けた取組(環境整備、準備状況)	3.0	15	9	6	3	0

○ 所見

・付した評定の判断根拠や理由を所見として記す。

このほか、面接審査の進め方の詳細は部会において定める。

(4) 合議審査(選定候補案の決定)

書面審査及び面接審査の各結果に基づき、合議により優先順位を付した選定候補案を決定した上で、委員会に報告する。

4. 情報の開示・公表

(1) 審議内容の取扱い

委員会の会議、会議資料及び議事概要は、原則として公開とする。ただし、次に掲げる場合であって、委員会が非公開とすることを決定した場合はこの限りではない。

- ・審査(人選を含む。)に関する調査審議の場合
- ・その他、委員長が公開とすることが適当でないと判断した場合

なお、専ら審査に関する調査審議を行う部会の会議、会議資料及び議事概要は、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

(2) 審査結果及び事業計画の公表

審査結果と、委員会からの推薦に基づき文部科学省が選定した事業計画は、独立行政法人日本学術振興会のウェブサイトへの掲載等により、広く社会に情報提供する。

(3) 委員氏名の公表

委員会委員の氏名は委員会の開催に際して、部会委員の氏名は審査結果等と併せて公表する。

5. 委員の遵守事項

(1) 利害関係者の排除

委員会委員及び部会委員(以下「委員」という。)は、中立・公正な審査のため、次に示す利害関係にある事業計画等に関する審査は行わず、当該計画等に関する個別審議にも加わらない。

○ 利害関係の例

- ・申請のあった事業計画に関与している場合
- ・申請のあった大学に役員として在職(予定含む。)あるいは専任または兼任として在職(予定含む。)している場合
- ・その他、中立・公正な審査が困難と判断される場合[※この場合、申し出に基づき委員長(部会においては部会長)が利害関係者に該当するか否かを判断する。]

(2) 秘密保持

審査の過程で知り得た個人情報や審査内容に係る情報は外部に漏らさないほか、委員として取得した情報(審査関係資料含む。)は他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。